

貸切バス事業の運賃・料金制度について

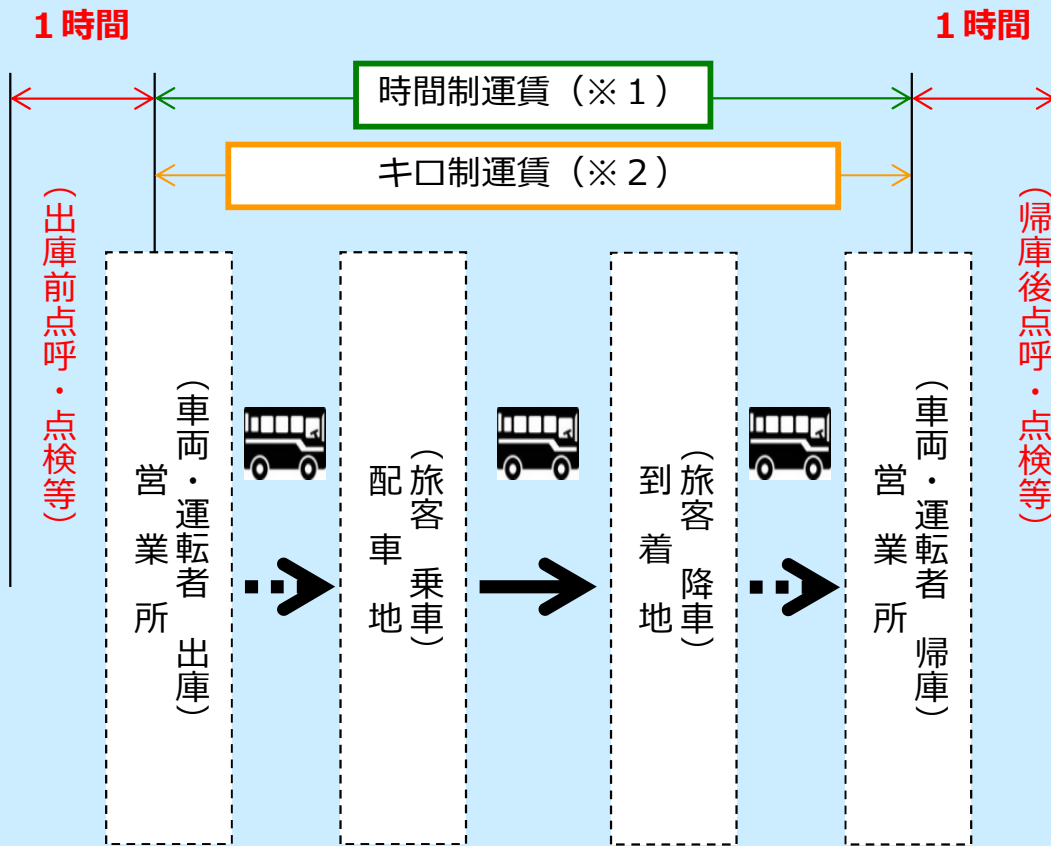
令和5年12月14日

中国運輸局自動車交通部

旅客第一課 貸切係

1. 時間制運賃の算出について
2. 貸切バス運行間等における適正な運賃収受について（基本方針）
3. スクールバス運行を行う場合について
4. 貸切バス事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等について

出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、1時間ずつ（合計2時間）と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む）を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。
 また、走行時間が3時間未満の場合には走行時間を3時間として計算し、時間制運賃における最低運賃を算出する。



※1 時間制運賃 = (走行時間 + 2時間) × 時間単価
 ※2 キロ制運賃 = 走行キロ × キロ単価

考え方

- ・ 最低運賃（3時間）を保障
- ・ 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（2時間）を全ての運行に加算

<例1：2時間運行の場合>

（時間制運賃）
 = 5（時間） × （時間単価）

<例2：10時間運行の場合>

（時間制運賃）
 = 12（時間） × （時間単価）

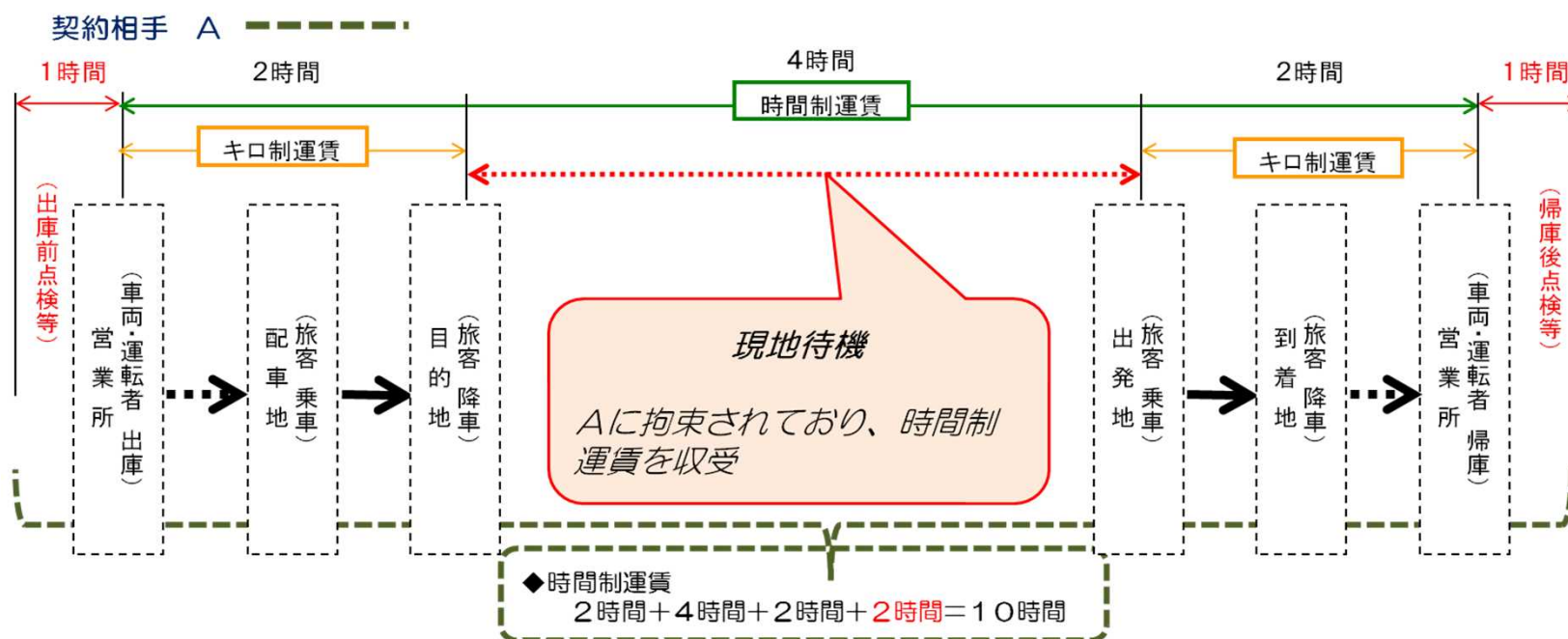
概要

中国運輸局管内の貸切バス事業者の経営の安定ならびに公平かつ健全な競争を確保することを目的として、平成26年7月22日付け事務連絡【別添1】において以下の注意点を整理した。

【注意点】

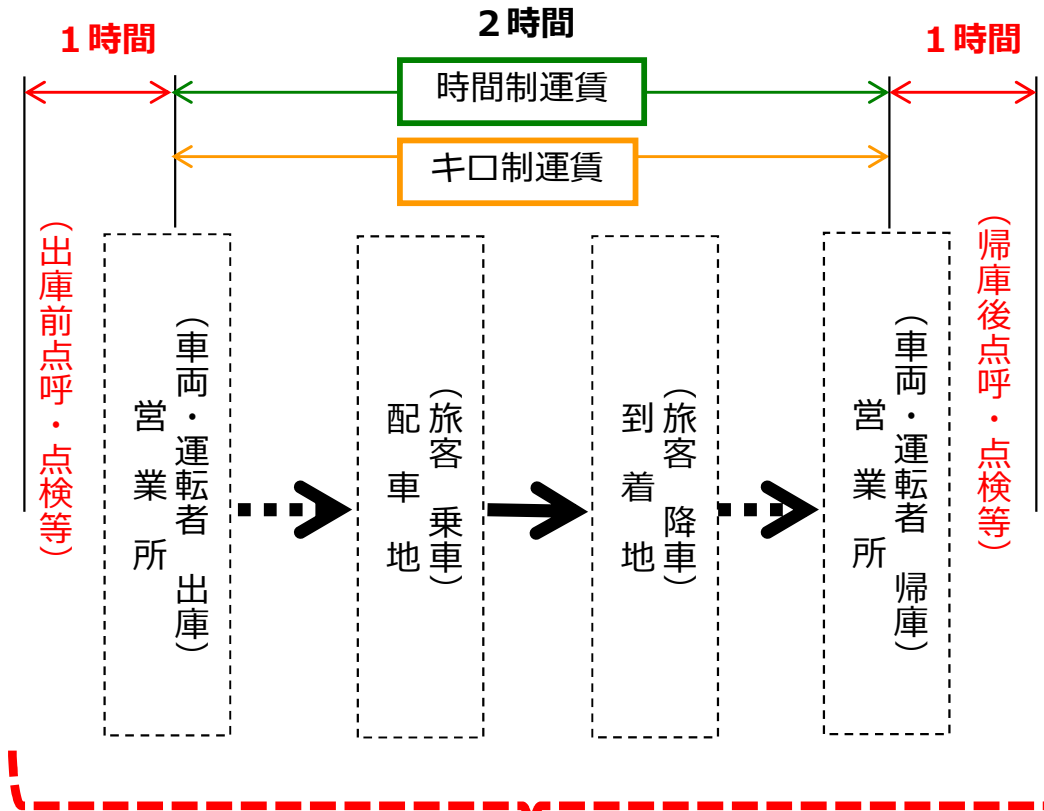
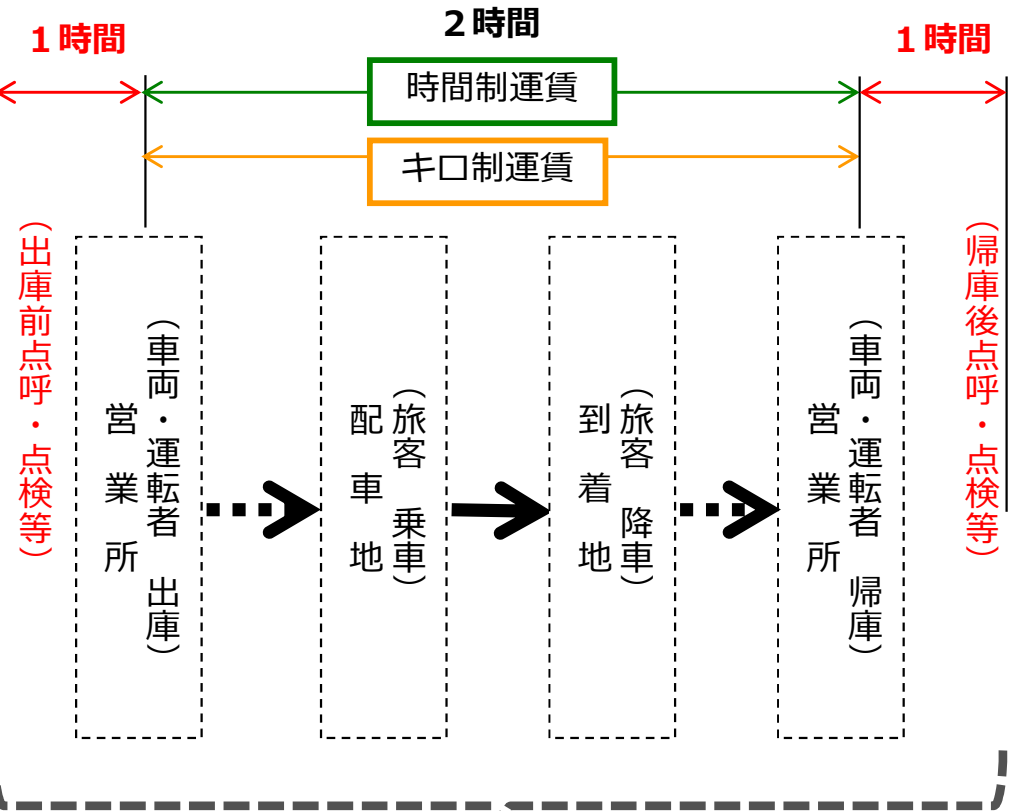
1. 日帰り運行において、現地到着後、帰りの運行まで現地に乗務員ならびにバス車両を留める場合、「旅客側の責により車を待機させた時間」として、発注者に対し、時間制運賃を請求し收受する
2. 運行と運行の間に他の運送契約に基づく運行を行う場合、近距離のため一度帰庫することが合理的な場合については、「旅客側の責で車を待機させた時間」ではないため、時間制運賃の対象外とする（※帰庫、再出庫に要する時間制運賃およびキロ制運賃を收受）
3. 契約金額の考え方については、発注者と協議の上、運送の申込書・引受書によることとする

現地で待機するケース（基本）



契約相手 A -----

契約相手 B -----

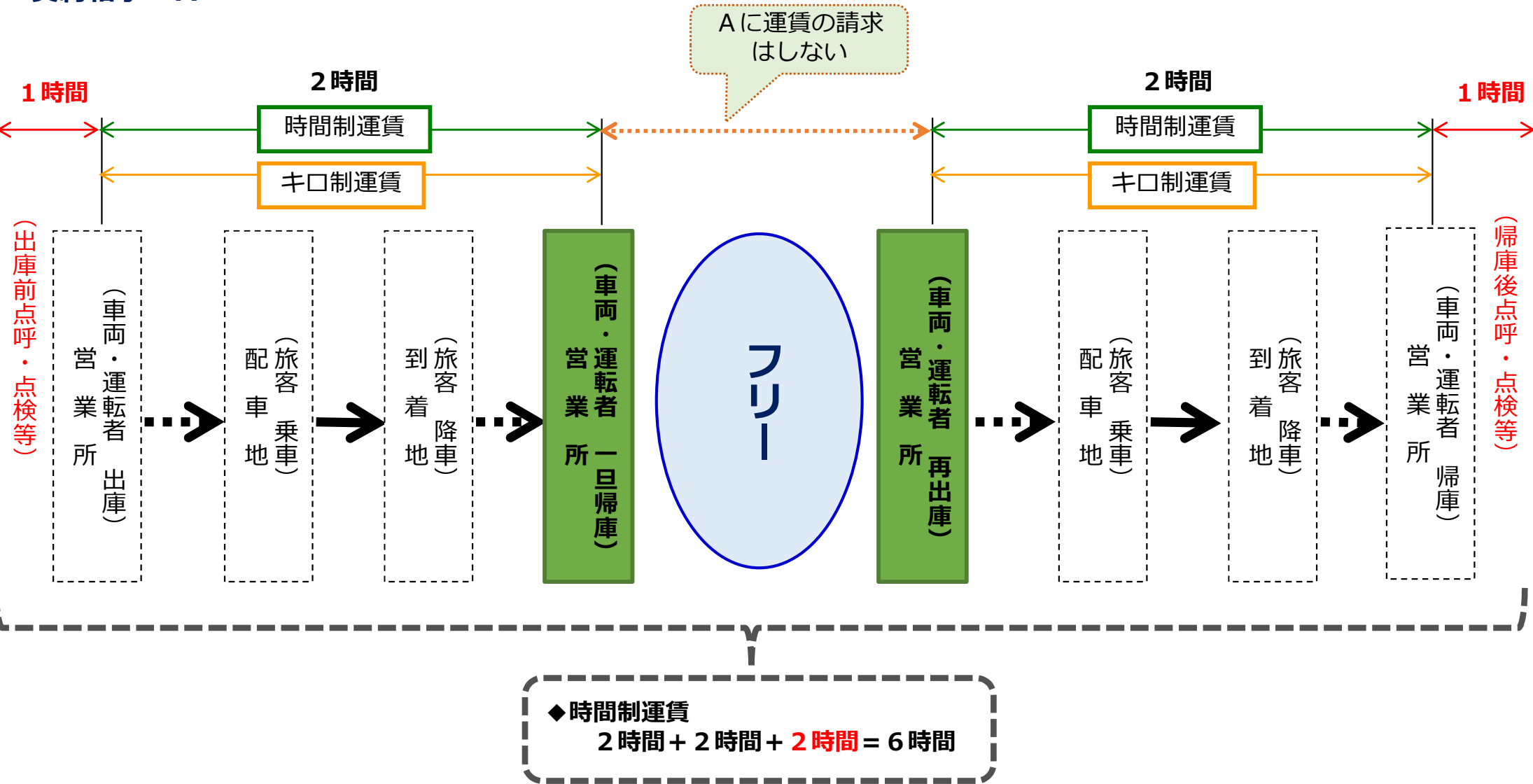


フリー

◆時間制運賃
3時間 (最低時間) + 2時間 = 5時間

◆時間制運賃
3時間 (最低時間) + 2時間 = 5時間

契約相手 A -----



※運送申込書・引受書により1つの運行である場合

概要

スクールバス運送における運賃については、**当該運送が登下校時に運送され、かつ、登下校時の間に帰庫するという運送形態**であることを踏まえ、1日に行われる登校・下校の運送を1つの運送として取り扱うことができる。(令和5年8月25日付け事務連絡【別添2】)

○運賃計算方法 (スクールバス運送における運賃 = 【時間制運賃】 + 【キロ制運賃】)

【時間制運賃】

$(A + B) \times \text{時間制運賃 (1時間あたり)}$

【キロ制運賃】

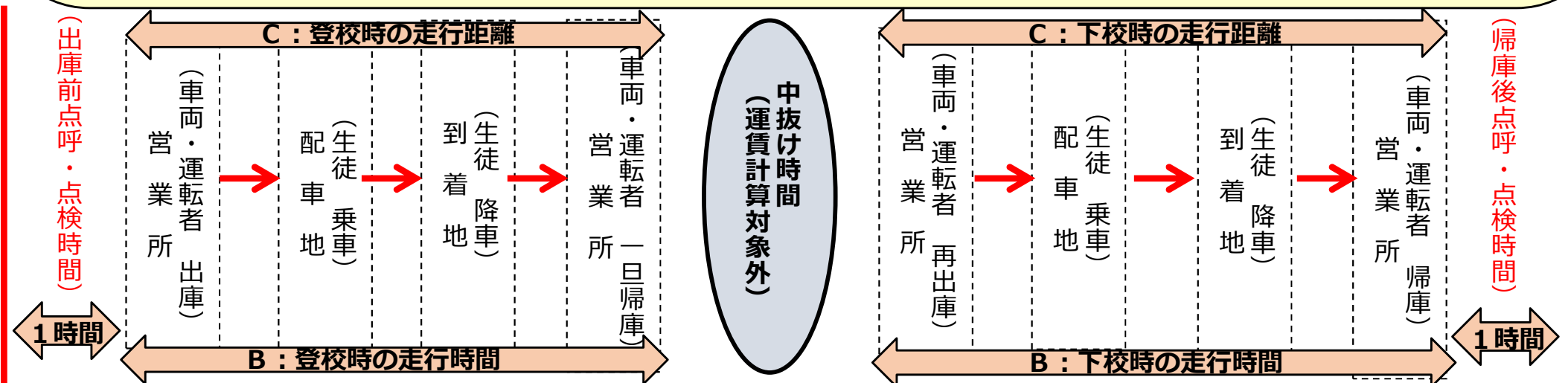
$C \times \text{キロ制運賃 (1kmあたり)}$

A : 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間

B : 登校及び下校時の走行時間 (回送時間を含む)

※ Bの累計走行時間が3時間未満の場合、3時間で計算

C : 登校及び下校時の走行距離 (回送距離を含む)



※一旦所属車庫に帰庫することが前提

概要

貸切バス事業者と旅行業者が、概ね年間を通じて貸切バスを発注者たる旅行業者の専属車両として運送するための契約（「年間契約」）について、以下に掲げる事項に基づき記載されていることが確認できた場合にあっては、「変更命令処理要領」（平成11年12月13日付け国自旅第129号）に基づく運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査の際、原価計算書等が記載された書類の提出を求めない弾力的な取り扱いを行うこととする。

（平成26年3月31日付け国自旅第628号【別添3】）

○年間契約における運賃料金の算出基礎（【年間契約額】）

$$\left(\text{日車時間運賃額} + \text{日車キロ運賃額} \right) \times \frac{365}{\text{※}} \times \text{実働率}$$

日車時間運賃額 = 時間あたり運賃 × [当該貸切バス事業者の1日当たり走行時間 (X時間) + 2時間 (点呼点検時間)]

日車キロ運賃額 = キロあたり運賃 × [当該貸切バス事業者の1日当たり走行距離 (Yキロ)]

実働率 = 当該貸切バス事業者が属する運賃ブロックの平均実働率と当該貸切バス事業者の実績実働率との範囲で、貸切バス事業者と発注者たる旅行業者双方において協議した率

※スクールバス運送に限り、契約上の年間の運行日数（170日～365日）を用いることができる

年間契約の流れ（イメージ）

